長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

平成21年度の保険料の額を7月にお知らせします

長寿医療制度の被保険者の方に、平成21年度の1年間の保険料の額や、 お支払いの方法についての通知書を、用中旬に郵送でお送りします。

●保険料の計算のもとになるのは?

平成21年度の保険料は、平成20年中の所得に基づいて計算します。

●特別徴収」なら年金から、「普通徴収」なら納付書か□座振替で

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金からお支払いいただきます。 「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

●平成の年度に、保険料の軽減措置を受けられた方へ

平成20年度に保険料の軽減措置(均等割額8.5割、所得割額5割)を受けられ、年金からの保険料の支払いが平成20年10月から中断している方は、7月から平成21年度の保険料の納付が始まります。納付方法は納付書または口座振替になります。

8月1日から有効の 新しい被保険者証を7月にお送りします

新しい被保険者証は、用中に<u>簡易書留</u>郵便で順次発送します。

●8月1日は年に一度の被保険者証の更新日です 更新にともない現在長寿医療制度に加入して おられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは今までの被保険者証は使えません 平成1年8月1日以降は、今までの被保険者証は使えませんので ご注意ください有効期限をお確かめください)。

皆さんのご要望を取り 入れた、新しいデザイ ンになりました!

二つ折りに



後期高齢者医療被保険者距 有効期限 平成22年 7月31 核保険者番号 01234567 作 所 大津市京町四丁目3番28

入院時の病院窓口でのお支払いの 減額制度があります

●対象となる方は

長寿医療制度の被保険者の方で、対象年度の住 民税が世帯全員非課税の方

●減額制度を利用するには

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。

食事代が減額されたり、入院にかかる病院窓口 でのお支払いの上限が限度額までとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、役場 住民課保険年金担当で申請すると発行されます。

①被保険者証 ②印鑑(認印で可)をご持参のうえ、窓口で申請してください。

注意!

被保険者証詐取 事件にご注意ください

●全国各地で、長寿医療制度の被保険者証を だまし取る事件が発生しています。

市・町や広域連合の職員を名乗る人物が「被保険者証の更新時期になったので古い被保険者証を回収に来た。新しい被保険者証は後日郵送する。」などと説明をし、被保険者証の引渡しを求めるといった手口での、被保険者証の詐取事件が発生しています。

このような不審な訪問者があった場合、絶対に 被保険者証を渡さずに、最寄りの警察か、役場住 民課または滋賀県後期高齢者医療広域連合へお問 い合わせください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線 ⑤7784

滋賀県後期高齢者医療広域連合 277-522-3013

ホームページ http://www.shigakouiki.jp/